

## 〈報告〉

## 審査会活動に携わる精神保健福祉士の役割

—全国調査から見えた現状と課題—

四方田 清\*・篠原由利子\*\*・橋本みきえ\*\*\*

The advocate function of psychiatric social workers engaged in the protection of human rights activity:

Present conditions and problems in the national survey

Kiyoshi YOMODA\*, Yuriko SHINOHARA\* and Mikie HASHIMOTO\*\*\*

Key words: protection of human rights, psychiatric social worker, psychiatric practice

## 1. はじめに

精神保健福祉法改正に伴い平成18年10月より精神医療審査会(以下、審査会)の委員構成の弾力化が図られ、審査会委員の構成は、審査案件の状況等を勘案し、各自治体の裁量で委員ごとの定数を医療委員2名以上、法律家委員ならびに学識経験者(以下、有識者委員)をそれぞれ1名以上に変更するとした。この変更は、医療委員を中心とした審査体制に対し、非医療委員の意見をより重視した審査の必要性から行われたものと考えられる。

私たちは、非医療委員の中でも精神保健福祉士(以下、PSW: Psychiatric Social Worker)が審査会の中で、どのような考えで審査を行っているのか、審査活動の実情と併せて、審査に携わっているPSW委員の担う役割と課題を明らかにすることを目的

に、全国の精神保健福祉センター(以下、センター)事務局とPSW委員を対象とした全国調査を行った。本報告では、この調査結果を中心に審査会活動におけるPSWの役割と機能、さらには課題について考察を加えたので報告する。

## 2. 調査概要

- (1) 調査目的…審査会の有識者委員の中でも精神保健福祉の専門職と位置付けられるPSWの審査会活動における実際とその役割や課題を把握し、さらに同職種の登用をより良き審査会活動に資することを目的とした。
- (2) 調査対象…全国センター事務局(64カ所)並びに審査会活動に携わるPSW委員
- (3) 調査方法…記名質問紙配布方式(郵送による配布・回収)
  - ① 調査票は、「調査票A」事務局用、「調査票B」PSW委員用の2種類を実施した。
  - ② 「調査票B」は事務局より各委員あてに配布、郵送にて回収とした。

\* 順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科  
Graduate School of Health and Sports Science,  
Juntendo University

\*\* 佛教大学社会福祉学部  
School of Social Welfare, Bukkyo University

\*\*\* 西九州大学健康福祉学部  
School of Social Work Science, Nishikyushu University

- (4) 調査期間…平成20年3月10日～31日  
 ※調査は平成20年2月末現在で実施.
- (5) 調査項目…
- 「調査票 A」
  - ① 審査会委員構成および委員構成の見直しに係る事項, ② PSW の審査会委員登用に係る事項,
  - ③ PSW 委員の役割及び課題 (設問数: 18)
  - 「調査票 B」
  - ① PSW 委員の属性に係る事項, ② 審査における着目点などに係る事項, ③ PSW 委員の必要性, 同委員の役割と課題に係る事項 (設問数: 12)
- (6) 調査協力…全国精神保健福祉センター長会

### 3. 調査結果

#### (A) 審査会事務局調査

- ① 審査会委員構成および委員構成の見直しに係る事項

本調査は、全国センター全てから回答を得ることができた。(回答率: 100%)

審査の実施体制では、全国に189の合議体があるが、3合議体制(26カ所)が最も多く、2合議体(19カ所)、4合議体(15カ所)、1合議体(2カ所)と続き、6合議体、5合議体がそれぞれ1カ所であった。(図1) 全国の審査会委員数は、委員構成別に医療委員595人、法律家委員221人、有識者委員227人の合計は1043人であった。(図2) 全国(227人)の有識者委員職種別の内訳では、PSW が72人と一番多く、大学教員25人、保健師22人、看護師18人、以下、臨床心理技術者、社協職員、人権擁護委員、民生児童委員と続いた。注) 大学教員で精神保健福祉士資格を有する者は精神保健福祉士として集計した。(図3)

2004年実施した調査に比較すると、有識者委員数全体では52人が増加し、PSW および臨床心理技術者は倍増したが、看護職は横ばい、その他の職種は減少した。また、委員構成の見直しでは、見直しを実施したセンターは10カ所に留まり、54カ所は未実施であった。(図4)

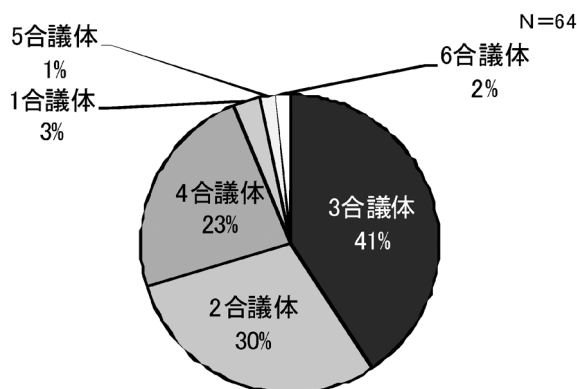


図1 合議体別審査状況

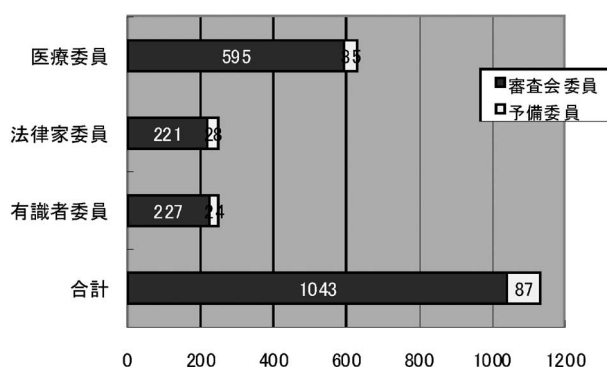


図2 委員構成別委員数

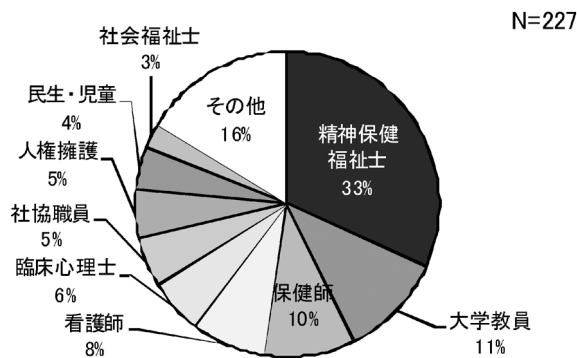


図3 職種別有識者委員内訳

- ② 「PSW 委員登用」及び「PSW 委員の役割や課題」に係る事項

PSW を委員として登用しているセンターは、42カ所(全体の65.6%)であり、2004年調査時より18カ所増加した。さらに全ての合議体に PSW 委員を登用しているセンターは3カ所であった。所属では、診療所所属の PSW 委員は少なく、病院、社会

単位:人

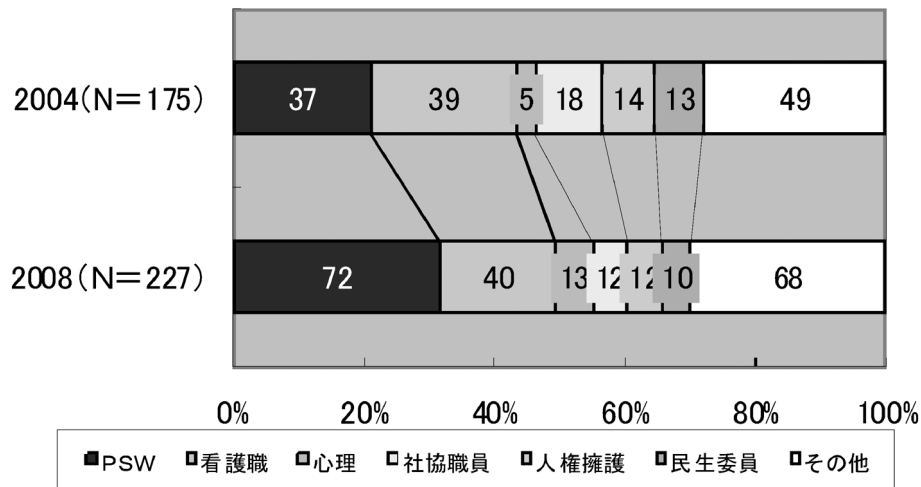


図4 職種別有識者委員構成の比較 (2004年度/2008年度)

表1 PSW に期待する役割・視点 (複数回答)

精神科医療と障害福祉の両面に専門性を有する	34(23.6%)
入院治療や処遇面における権利擁護の視点を有する	30(20.8%)
精神保健福祉に係わる法制度に精通している	22(15.3%)
利用者である精神障害者の代弁性を有する	18(12.5%)
処遇面でマネジメントを行う, 調整する視点を有する	15(10.4%)
治療者ではない, 支援者としての視点を有する	15(10.4%)
入院治療の中で他職種との連携に関する視点を有する	10( 6.9%)
その他	0

N=16

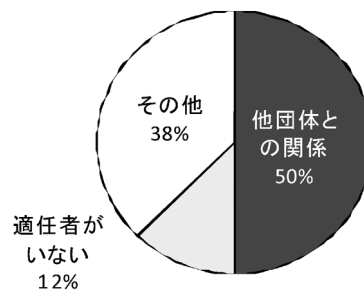


図5 PSW 委員を登用していない理由

復帰施設, 大学などの差異は少なかった. PSW 委員の存在意義に関しては, 「精神科医療と障害福祉の両面に専門性を有する」としたセンターが23.6%と一番多く, 「入院医療や処遇面における権利擁護の視点を有する」20.8%, 「精神保健福祉法制度に精通している」15.3%と続いた. (表1)

また, 現在, PSW 委員を登用しているセンター中, PSW 委員を増員予定のセンターは4センターに留まった. 一方, PSW 委員の登用のないセンターについては, 16センター中, 登用していない(できない)理由としては, 「他の構成団体との関係

から登用に至らない」が一番多く, 続いて「適任者がいない」となった. (図5) また, 今後の登用の見込みについては, 「未定である」12カ所が一番多く, 「登用予定なし」2カ所で, 「登用予定あり」は2カ所のみとなった.

(B) PSW 委員調査

※PSW 委員総数72人中, 63人から回答を得た  
回答率 (87.5%)

① PSW 委員の属性に係る事項

性別では, 女性が約8割と多く, 年代及び経験年数では, 50代と40代で全体の6割を占め, 20年以上の経験をもつPSWが全体の3割と経験年数が長いPSWが多くを占めた. (図6・7) また, 所属先では, 大学教員, 精神科病院, 施設勤務の順となった

N=63

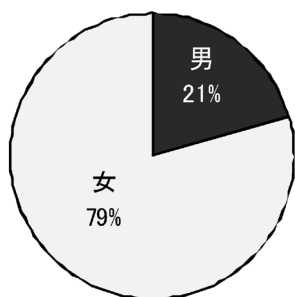


図6 PSW委員の性別

N=63

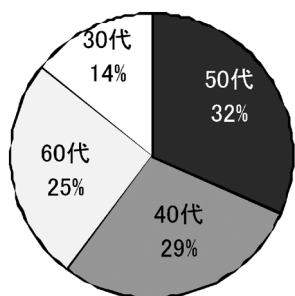


図7 PSW委員の年代

N=63

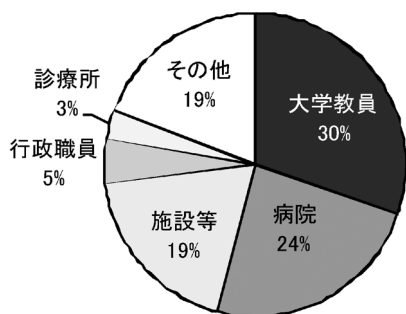


図8 PSW委員の所属先

が、有意差は認められなかった。(図8)

② 審査における着目点などに係わる事項

PSW委員の「書類審査」に係わる留意点等については、「現在の入院形態、入院形態 変更の是非」17.3%、「退院促進や退院準備の観点から入院後の経過等」14.4%、「社会的背景として生活歴や家族歴、学歴等」13.1%が上位を占め、一方、退院等の請求審査では、「請求者本人の請求内容」20.1%、「請求者本人の退院又は処遇変更後のビジョン」

表2 書類審査の際の留意点・着目点(複数回答)

現在の入院形態、入院形態変更の是非	54	17.3%
退院促進や退院準備の観点から入院後の経過等	45	14.4%
社会的背景として生活歴や家族歴、学歴等	41	13.1%
保護者の要件の適否と妥当性	32	10.3%
病名と状態像(精神症状等)の整合性	31	9.9%
医学的背景として現病歴、治療歴等	30	9.6%
入院時の記載事項(入院年月日、氏名住所等)	20	6.4%
同意書や選任審判書の写し等の有無	17	5.4%
記載漏れや間違い、訂正印の有無	14	4.5%
提出期限の遵守	12	3.8%
住民票や戸籍等の書類の有無	9	2.9%
移送等の適正な運用	6	2.0%
その他	1	0.3%

表3 退院等の請求審査の際の留意点・着目点(複数回答)

請求者本人の請求内容(本人の様子)	59	20.1%
請求者本人の退院又は処遇変更後のビジョン	59	20.1%
今後の治療方針と治療見込み	45	15.3%
病院担当者(主治医や看護師、ケースワーカー)などの意見	39	13.3%
面会や外出状況	27	9.2%
入院手続きと妥当性	20	6.8%
診療録や看護記録の記載内容	15	5.1%
入院居室などの治療環境	9	3.0%
退院等の請求にかかる掲示物の有無と妥当性	8	2.7%
定期病状報告書等の有無と妥当性	5	1.7%
金銭面の管理等	2	0.7%
その他	6	2.0%

20.1%、「今後の治療方針と治療見込み」15.3%が上位を占めた。(表2・3)

③ 「PSW委員の必要性」及び「存在意義等」に係わる事項

有識者委員へのPSWの登用については、「必要である」が(97%)とほとんどのPSW委員が回答

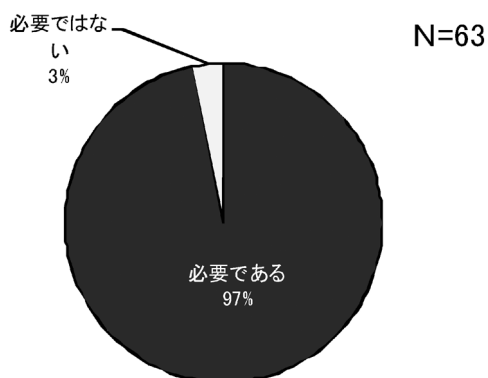


図9 有識者委員へのPSWの登録

表4 有識者委員の存在意義(複数回答)

精神障害者の生活支援の視点	57	22.6%
権利擁護の視点	57	22.6%
社会福祉(障害者福祉)の視点	39	15.5%
コミュニティケアを中心とした視点	26	10.3%
QOLなど生活の質を重視した視点	24	9.5%
当事者(利用者)の視点	22	8.7%
ケアマネジメントの視点	16	6.3%
一般者としての視点	10	4.0%
その他	1	0.1%

した。(図9)また、PSW委員の役割では、書類審査の場合、「人権、権利擁護の視点が必要であり、適切な治療かどうかをチェックする」「入院形態や入院手続きの妥当性」、「医療以外(福祉や生活者として)の視点」、退院等の請求の場合、「家族・地域との関係性や支援体制の見極め」、「請求者・家族のニーズ把握」「患者ではなく生活者としての視点に立つ」などの意見が見られた。さらに、有識者委員の存在意義では、「精神障害者の生活支援の視点」や「権利擁護の視点」、「社会福祉(障害者福祉)の視点」などの意見が多くを占めた。(表4)

なお、PSW委員から出された審査会の課題については、具体的な意見として、以下に記載する。

### ● PSW委員から見た精神医療審査会の課題(自由記載意見)

- ① 審査案件が多すぎ、十分な審査ができない。
- ② 医療委員が多く医学モデルで審査が進む現状にある。退院に向けた環境調整などPSWとして意見を出す必要がある。
- ③ 審査が医学的な判断に重きを置いている現状を何とかしたい。報告書等に退院など困難な理由を福祉の視点で記述できる欄を設けるなど新たな視点が必要。
- ④ 医療のみで考えるのではなく、司法の視点が必要。
- ⑤ 審査会は医療色が強いため、福祉の視点、障害者の思いを代弁できる必要がある。
- ⑥ 客観性・第三者性の確保が必要。現在の審査体制では当事者の権利擁護に十分な機能は発揮できない。医療と福祉に専門性を有するPSWの役割機能に意義があり、自信を持つ必要がある。
- ⑦ 病状ではなく、社会的サポート体制がないために強制入院が長期化しているケースが多いと思われる。PSWとしてこの問題を提起すべきである。
- ⑧ 審査の基準に生活の視点を入れる必要がある。社会生活に関する評価スケールの中から退院に向けた総合的判断が必要。入院直後の患者が多く利用している退院請求であるが、実は社会的入院者の多くが、退院請求の制度を知らないのではないか。
- ⑨ 委員構成5人の中で医師3名、法律家委員1名の中で意見を述べることには勇気がある。できるだけ資料を読み込みPSWとしての意見を述べたい。
- ⑩ 意見聴取をすることによって、病院の全体の処遇が向上していく視点や方法が必要である。
- ⑪ PSWにはホスピタリティやパターンリズムに流されないよう他の指定医の診察やケースワークの必要性について言及できる権限裁量を持つ必要がある。請求のあった患者だけでなく、

- PSW が病院内で定期的にヒアリングできるシステムがあったらいい。入院者の生活状況を詳しく見る必要がある。
- ⑫ 書類から得られる情報には限界がある。措置で長期入院の患者、面会の全くない患者や保護者が兄弟姉妹のため関わりがほとんどない患者などへの病院 PSW の関わりはどうなっているのか。入院患者の情報収集と整理が必要。退院に向けた計画などどこまで立ち入れるのか権限を持つ必要がある。
- ⑬ 審査案件が多すぎ、PSW として役割を發揮できる状況にはない。
- ⑭ 合議体の構成には有識者委員は PSW と社会福祉士の 2 名が必要。医療委員はどうしても医師よりの考え方をする。
- ⑮ クリニックの PSW のため、勉強不足が反省点。意見聴取時に病院 PSW の存在が見えない。退院請求というシステムが十分周知されているとは思えない。請求のあるところはあるが、出ないところが一切でない。審査会には自由に話す雰囲気はない。
- ⑯ PSW 委員に対する存在意義を他の委員に聞きたい。
- ⑰ 権利擁護の視点に加え、生活支援や QOL ならびにケアマネジメントの視点が必要。
- ⑱ 合議体には職能で区分されるものではなく、それぞれの立場で意見を尊重し、発言できる場の保障が必要。
- ⑲ 審査会自身に権限がなさ過ぎる。病院に対して不当な診療や処遇を把握できても、それを改善させる指導ができない。

#### 4. ま と め

- (1) 本調査では、調査期間が短期間であったにもかかわらず、全国精神保健福祉センター長会の調査協力もあり、64センター全てから回答を得ることができた。また、PSW 委員調査では、回答を寄せた各委員から審査会活動に関わる現状と課題も含め、積極的な意見を得ること

ができた。

- (2) PSW 委員の登用状況は、2004年調査と比較すると大幅に増え、審査会活動に多くの PSW が、有識者委員として関与し、当事者の意見反映や障害者福祉など様々な視点を持ち、積極的に審査会活動に参画していることがわかった。
- (3) 委員構成の見直しでは、事務局の意見として、現在も増加傾向にある意見聴取への対応が困難となるなどの理由から「医療委員を減少させることは現行では困難である」と、非医療委員を増加させ、医療委員を減少させることに對し、審査会運用上不安があるとした意見も多かった。また、PSW 委員の増員についても、「未定」と回答したセンターが多かった。
- (4) 一方、PSW 委員の意見では、9割以上が「審査会委員には PSW 委員が必要である」とし、PSW 委員は審査会活動に必ず必要な職種であるとの意見がほとんどを占めた。
- (5) PSW 委員の意見にあるように、審査会において膨大な審査案件を審査しなければならない現状や障害者福祉や社会復帰に向け、医学的判断だけではない、いわゆる福祉の視点に立った審査のあり方を今後検討していく必要があること、さらに、今後の審査には医療と福祉に専門性を有する PSW (精神保健福祉士) が、より積極的に関与し、医療から社会生活(退院)に向けた総合判断が求められていることなどが課題として提起された。
- (6) 今後については、今回の調査で得た情報や調査結果等を十分に検討し、各都道府県および政令市審査会の PSW 委員との連携を図りながら、審査会活動における PSW の役割・機能を明確化するとともに、PSW 委員未配置センターへの更なる登用促進を図り、併せて「福祉の視点」に立った精神科医療における権利擁護システムのあり方を考えていきたい。

#### 注

本研究の一部は、第45回社団法人日本精神保健福

社士協会全国大会(静岡大会)第8回日本精神保健福祉学会(2009)で発表した。

## 謝 辞

本調査の実施に当たっては、全国精神保健福祉センター長会(山下俊幸前会長:京都市こころの健康増進センター,山崎正雄副会長:高知県立精神保健福祉センター),また、各精神保健福祉センター事務局ならびに各審査会有識者(精神保健福祉士)委員の皆様の御協力をいただいたことをこころから感謝いたします。

## 文 献

- 1) 柏木 昭, 荒田 寛, 高橋 一(2002)新精神医学ソーシャルワーク. 柏木 昭編, 東京, 岩波学術出版社, 23-29, 73-87.
- 2) N. ベイトマン(1998)アドボカシーの理論と実際. 西尾祐吾監訳, 東京, 八千代出版, 37-61.
- 3) 扉をひらけ⑤大阪精神病院事情ありのまま(2000) NPO 法人精神医療人権センター刊行物, 大阪.
- 4) 山本深雪(2001)精神病院の療養環境や人権上の問題点に関する実情調査. 季刊福祉労働91, 東京, 現代書館, 47-56.
- 5) 山本深雪(2004)セルフアドヴォカシー, リーガルアドヴォカシー, 市民アドヴォカシーの連携. 精神医療別冊, 東京, 批評社, 128-134.
- 6) 田中 晋, 齊藤文章, 杉原宣子, 乙部有紀郎(2004)精神医療審査会へのPSWの参画. 精神保健福祉, 第35巻, 第4号, 通巻60号, 東京, 日本精神保健福祉士協会, 347-349.
- 7) 里見和夫(2001)精神病院内リハビリテーションにおける第三者機関による権利擁護. 第5巻, 第1号, 通算第9号, 日本精神障害者リハビリテーション学会, 東京, 金剛出版, 17-21.
- 8) 山崎敏雄他(2004)人権擁護のための精神医療審査会の活性化に関する研究. 平成13年度~平成15年度入院中の精神障害者の人権確保に関する研究総合研究報告書, 119-142.
- 9) 四方田清(2005)千葉県における精神医療審査会審査の現状と課題. 精神保健シリーズ第35号, 千葉県精神保健福祉センター, 1-4.
- 10) 四方田清(2005)精神科救急医療における精神医療審査会の役割と課題について. 精神保健シリーズ第35号, 千葉県精神保健福祉センター, 5-7.
- 11) 四方田清(2006)精神科病院から見た精神医療審査会の対応について—精神医療審査会(退院等の請求)に関するアンケート調査から—. 精神保健シリーズ第36号, 千葉県精神保健福祉センター, 30-35.
- 12) 四方田清(2007)精神科医療における精神保健福祉士の担う権利擁護活動—千葉県内精神科病院に勤務するPSW調査を中心に—. 精神保健シリーズ第37号, 千葉県精神保健福祉センター, 40-51.

(平成21年12月8日 受付)  
(平成22年2月22日 受理)